平成２２年（フ）第６７号
大阪府河内長野市北青葉台49番12号
債務者　古田　明子（旧姓竹葉）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
堺市西区上546―１　ネオハイツ鳳404号、住民票上の住所堺市西区草部369番地12
債務者　辻　佳代子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目１番２号　ハイツにしわだに408号室
債務者　数見　泰三
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
堺市中区深井清水町3969番地　大和屋マンション205号
債務者　黒田　英一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
大阪府富田林市若松町１丁目７番６―304号
債務者　川崎　清治
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
堺市南区晴美台１丁29番７―109号
債務者　高橋　友美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1575番地の11
債務者　眞田　美奈
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
大阪府河内長野市向野町769番地　アメニティ長野壱壱号棟101号
債務者　宗形美知子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番19―405号
債務者　槇本かほり（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
堺市西区上480番地１　フレンドコーポＢ棟103号、前住所堺市西区上341番地
債務者　曽木　英文
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
堺市堺区三宝町２丁136番地１　カルム堺Ｂ―609号
債務者　長田　祥子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
福岡市東区香椎駅東３丁目24番５―203号、住民票上の住所福岡県糟屋郡久山町大字山田1930番地13
債務者　石橋ゆく恵
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目１番25号、住民票上の住所北海道苫小牧市高砂町１丁目１番９号
債務者　須田　信儀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２７号
北海道勇払郡安平町遠浅703番地84　南遠浅公住Ｂ棟225号室
債務者　宮本めぐみ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５号
北海道檜山郡江差町字柏町７番地
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第５号
秋田県由利本荘市鮎瀬字鮎瀬103番地
債務者　佐藤　　昭
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６号
秋田県にかほ市平沢字前谷地116番地56
債務者　高橋　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部